★ 令和７年度 健全化判断比率の状況について

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生性の必要を判断するためのものとして、４つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

※（　）内は前年度の指標です。

実質赤字比率は?(％)

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
― (―)	15	20

※比率は発生しない。

連結実質赤字比率は?(％)

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
― (―)	20	30

※比率は発生していない。

実質公債費比率は?(％)

今金町比率 ３か年平均	早期健全化基準	財政再生基準
8.4 (8.6)	25	35

将来負担比率は?(％)

今金町比率	早期健全化基準	財政再生基準
― (―)	350	

※比率は発生していない。

公営企業資金不足比率は?(％)

介護老人保健施設特別会計	国民健康保険特別会計施設勘定	簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計	経営健全化基準
― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	20

※各会計とも比率は発生していない。

早期健全化基準

早期健全化基準を超えた場合、その市町村は**財政健全化計画**の策定が義務付けられます。

財政再生基準

再生基準を超えた場合、その市町村は**財政再生計画**の策定が義務付けられます。
財政再生計画に対して国の同意がない場合は、一部を除き地方債の起債が制限されます。

経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、その公営企業会計は、
経営健全化計画の策定が義務づけられます。